

理工系等の女性が少ない分野の魅力発信ツール作成及び情報発信等業務委託プロポーザル実施要領

理工系等の女性が少ない分野の魅力発信ツール作成及び情報発信等業務委託について、公募型プロポーザル方式によって以下のとおり業務の受注者を選考する。

1 業務の概要

(1) 業務の名称

理工系等の女性が少ない分野の魅力発信ツール作成及び情報発信等業務（以下「本件業務」という。）

(2) 業務の目的

本件業務は、女子生徒等が理工系分野をはじめ女性が少ない分野への進路選択に興味を持てるよう、中高生、保護者及び教員等を対象に、理工系分野等の魅力を発信するとともに、理工系分野に対するアンコンシャス・バイアス等への気づきを促し、女性が少ない分野への女性の参画を図ることを目的とする。

(3) 業務の内容

別添1「理工系等の女性が少ない分野の魅力発信ツール作成及び情報発信等業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

(4) 業務の期間

契約締結日から令和9年3月10日まで

(5) 提案限度額

金1,500,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、単独事業者とし、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 令和6年鳥取県告示第507号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が次のいずれにも登録されていること

（ア）「イベント・広告・企画」の「映画・ビデオ制作」

（イ）「イベント・広告・企画」の「広告・広報」

（ウ）「イベント・広告・企画」の「デザイン企画」

ウ 令和8年9月29日（火）から本件業務の企画提案書の提出日までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

エ 令和8年9月29日（火）から本件業務の企画提案書の提出日までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

オ 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所（以下「県内事業所」という。）を有していること。ただし、県内事業所に従業員が駐在していることが確認できる場合に限る。

3 提案の募集方法

本実施要領及び本件公募型プロポーザルに関する書類を、令和8年9月29日（火）から同年10月23日（金）までの間にインターネットの鳥取県男女協働未来創造本部未来創造課のホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/miraisouzou/>）に掲載する。

4 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関する質問は、次のとおり受け付け、回答する。

(1) 受付期間

本プロポーザル調達の公告日から令和8年10月6日（火）午後5時15分まで

(2) 受付方法

質問内容を明確に記載し、15 の場所に電子メールにより提出すること。

※電子メールを送信する際には、件名に本件業務名を記載すること。

(3) 回答

質問に対する回答は、企業名及び競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、令和8年10月14日（水）までに随時、インターネットの鳥取県男女協働未来創造本部未来創造課ホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/miraisouzou/>）に掲載する。

5 参加表明書等の提出について

本プロポーザルに参加しようとする者は、企画提案書の提出に先立ち、次に定めるところにより参加表明をするものとする。

(1) 提出書類

（ア）参加表明書（様式第1号）

（イ）公募型プロポーザル参加資格確認書（様式第2号）

（ウ）2のオを証するもの（法人県民税及び法人事業税に係る課税標準の分割に関する明細書（その1）の写し（地方税法施行規則（昭和29年総理府令第28号）第10号様式）等）（競争入札参加資格者名簿に県内事業所の登録がされていない者に限る。）

(2) 提出期限、提出場所及び方法

ア 提出期限 令和8年10月16日（金）午後5時15分まで

イ 提出場所 15の場所

ウ 提出部数 1部

エ 提出方法 持参、郵送、ファクシミリ又は電子メール

持参、ファクシミリ又は電子メールによる提出の場合は、提出期限までの日（鳥取県男女協働未来創造センター「よりん彩」の休館日（月曜日（月曜日が祝日の場合は翌日））を除く。）の午前9時から午後5時15分までに限り受け付ける。郵送による場合は、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）によりアの提出期限までに必着のこととする。持参による場合を除き、15の場所に事前に電話連絡すること。

※本プロポーザルへの参加は、5の（1）に掲げる有効な提出書類をアの提出期限までに提出した者に限る。

6 企画提案書の作成及び提出

企画提案書等は次に定めるところにより作成し、提出するものとする。

(1) 企画提案に必要な書類

ア 企画提案書提出書（様式第3号）

イ 企画提案書（任意様式）

ウ 個人情報管理に係る申告書（様式第4号）

エ 会社概要（様式及び記載内容は任意。）

オ 見積（想定）価格を記載した書面（様式任意）

本件業務を実施するのに必要な経費の見積（想定）価格を記載し、提出すること。なお、様式は任意とするが、積算内訳を明記すること。

また、1の（5）に示す提案限度額を超える金額が記載された見積書は無効とする。

(2) 企画提案書等の提出期限、提出場所及び方法

ア 提出期限 令和8年10月23日（金）午後5時15分まで

イ 提出場所 15の場所

ウ 提出書類の形式 用紙サイズはA4判（必要に応じてA3判の折り込みも可とする）とし、枚数は任意とする。

エ 提出部数 正本1部、副本4部 計5部

オ 提出方法 持参又は郵送すること（ファクシミリ及び電子メールによる提出は受け付けない。）。持参による提出の場合は、提出期限までの日（鳥取県男女協働未来創造センター「よりん彩」の休館日（月曜日（月曜日が祝日の場合は翌日））を除く。）の午前9時から午後5時15分までに限り受け付ける。

郵送による場合は、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）によりアの提出期限までに必着のこととし、併せて15の場所に事前に電話連絡すること。

※企画提案書の提出は、6（1）に掲げる有効な提出書類をアの提出期限までに提出した者に限る。

（3）企画提案書等の作成に当たり留意すべき事項

ア 仕様書の内容に基づいた具体的な企画・実施案を記載し、次の内容を含めること。

- ・企画提案の趣旨、コンセプト、期待される効果
- ・PRツールの作成についての提案は、実際の制作物がイメージできるものとする。
- ・情報発信企画（街頭LEDサイネージ広告放映・Instagram広告等）の内容、回数等のほか、実際の制作物がイメージできるものとする。
- ・業務の実施スケジュール
- ・業務実施体制
- ・類似業務の実績（過去5年以内に行った情報発信に係る類似業務の実績が分かるもの）

（4）その他留意事項

ア 業務実施体制、実施責任者、事業所概要等について追加説明資料を求められた場合は、速やかに提出すること。

イ 提出書類について、この実施要領に示された条件に適合しない場合、企画提案書を無効とすることがある。

7 プレゼンテーションの実施

企画提案書等の内容について審査を行うため、提案者によるプレゼンテーションを実施する。

詳細は、企画提案書を提出した者に別途連絡する。

（1）日時 令和8年10月下旬予定

（2）その他

ア 開催日時、集合時間及び会場等は、別途提案者に通知する。

なお、プレゼンテーションの実施方法を変更する場合は、提案者に別途通知する。

イ プレゼンテーション持ち時間は20分以内（厳守）とし、プレゼンテーション終了後、審査員からの質問時間を別途設ける。

ウ プレゼンテーションは、6（1）の提出資料（紙資料）のみでの実施とする。

8 審査会の設置

（1）企画提案書を審査するため、「理工系等の女性が少ない分野の魅力発信ツール作成及び情報発信等業務委託プロポーザル審査会」（以下「審査会」という。）を設置する。

（2）審査会は4名程度で構成する。

（3）審査の進め方

提出された企画提案書等について、書類審査、提案者からのプレゼンテーション及び提案者との質疑応答等を受けて、9に基づいて審査する。

9 選定方法

企画提案書等の評価は、審査会において、別添2「理工系等の女性が少ない分野の魅力発信ツール作成及び情報発信等業務委託プロポーザル審査要領」に基づき行う。

（1）各審査委員が、評価項目について評価採点し、その点数を合計することにより提案者の得点を算出、最も得点の高い者を最優秀提案者とし、以下、合計点の多い順に順位付けを行う。ただし、各審査委員の合計点の平均点が60点未満となった提案者については、選定対象外として順位付けは行わない。

（2）審査委員の合計点が同点であった場合は、見積書の金額等も考慮した上で、審査委員の協議により決定するものとする。

10 審査結果の通知

（1）審査結果は、鳥取県男女協働未来創造本部未来創造課のホームページで公表するとともに、提案者全員に通知する。

- (2) 通知の内容のうち審査結果については、全ての提案者の順位及び得点とする。ただし、提案者名については、最高順位の提案者と当該通知の相手方のみ記載するものとする。
- (3) 審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

11 契約に関する事項

(1) 契約の締結

9により最優秀提案者として選定された者と契約締結の協議を行い、見積書を徴して契約を締結する。

この協議には、企画提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議も含む。協議が不調のときは、9により順位付けられた上位の者から順に契約の締結の協議を行う。

(2) 暴力団の排除

受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨を契約書に記載するものとする。なお、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に鳥取県が契約を解除するときは、受注者は違約金として契約金額の10分の1に相当する金額を鳥取県に支払わなければならない。

また、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

(ア) 暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあつてはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

(イ) 暴力団員を雇用すること。

(ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

(エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

(オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

(カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

(キ) 暴力団もしくは暴力団員であること又は(ア)から(カ)までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

12 契約保証金

契約の相手方は、契約保証金として本件業務に係る委託料の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

13 その他

(1) 次のいずれかに該当する場合は、提出された企画提案書を無効とする。

ア 2の参加資格のない者から企画提案書が提出された場合。

イ 虚偽の記載がなされた企画提案書が提出された場合。

ウ 5の参加表明書等の提出が提出期限までにない者から企画提案書が提出された場合及び提出期限の最終日の午後5時15分を過ぎて企画提案書が提出された場合。

エ 審査の公平性を害する行為があった場合。

オ 1の(5)に示す提案限度額を超える業務受託見積書が添付されている企画提案書が提出された場合。

(2) 参加費用等

本プロポーザルへの参加に係る経費は参加者の負担とする。

(3) 企画提案書の取扱い

ア 提出後、企画提案書の加筆修正は認めない。

イ 提出された企画提案書は返却しない。

(4) 参加表明書の提出後又は企画提案書の提出後に本プロポーザルの応募を取り下げる場合は、速やかに15の場所に連絡するとともに文書で通知すること。

(5) 著作権の取扱い

ア 選定された者の企画提案書に係る著作権の帰属については、契約時に取り交わす契約書により定めるものとする。ただし、契約締結前にあっては提案者に帰属するものとする。

イ 選定されなかった提案者の企画提案書に係る著作権は、提案者に帰属するものとする。

ウ 鳥取県は提案者に対して、企画提案書に係る著作権の使用に係る一切の対価を支払わないものとする。

(6) 提出書類は、鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）に規定する非開示情報に該当するものを除き、同条例の規定による公文書の開示の対象となる。

(7) 本プロポーザルは、参加者の企画力や具体的な事業実施に関する能力等を評価し、当該業務の受託業者を選定するために実施するものである。したがって、契約締結後の業務においては、必ずしも9により最優秀提案者として選定された者の提出した企画提案書の内容どおりに業務を実施するものではない。

(8) 9により最優秀提案者として選定された者との契約の締結に当たり、契約書を作成するものとする。

また、9により最優秀提案者として選定された者は、本プロポーザルの最適者として選定したものであるが、契約手続の完了までは、鳥取県との契約関係を生じるものではない。

(9) 公正性・中立性を確保するため、審査員に事前に働きかけ等を行なった者については失格とする。

(10) その他

ア 契約書の作成に当たり、仕様書中の契約条項を契約書に記載した場合は、当該契約条項を仕様書から削除する。

イ 仕様書中の契約条項を契約書に記載する場合において、契約書の様式に合わせるため、当該契約条項の趣旨を変えないで用語を変更するときがある。

14 全体スケジュール

令和8年9月29日（火）	本プロポーザル公募開始
10月6日（火）	質問の受付期限
10月14日（水）	質問に対する回答期限
10月16日（金）	参加表明書の提出期限
10月23日（金）	企画提案書の提出期限
10月下旬（予定）	プレゼンテーションの実施
10月下旬（予定）	審査結果の通知、契約協議開始、見積依頼
10月下旬以降（予定）	契約の締結

15 本件公募型プロポーザルに関する手続き及び本件業務の仕様に関する担当部局

〒682-0816 倉吉市駄経寺町2-12-5 エースパック未来中心内

鳥取県男女協働未来創造本部未来創造課

電話 0858-23-3976 ファクシミリ 0858-23-3989

電子メール mirai-souzou@pref.tottori.lg.jp